浜の活力再生広域プラン 令和5~9年度 第1期

1 広域水産業再生委員会

組織名	長良川流域広域水産業再生委員会		
代表者名	玉田 和浩(長良川漁業協同組合 代表理事組合長)		

広域委員会の 構成員	・長良川中流地区地域水産業再生委員会(長良川漁業協同組合、長良川中央漁業協同組合、板取川上流漁業協同組合、岐阜市、関市、美濃市)			
	・郡上地区地域水産業再生委員会(郡上漁業協同組合、石徹白漁業協同組合、和良川漁業協同組合、郡上市)・岐阜県漁業協同組合連合会			
	・一般財団法人 岐阜県魚苗センター			
	・岐阜県(里川振興課、水産研究所)			
オブザーバー	_			

対象となる地	岐阜県岐阜市、美濃市、関市、郡上市(以下に掲げる4漁協の地区)	
域の範囲及び	長良川漁協(岐阜市):アユ漁業(651名)	
漁業の種類	長良川中央漁協(美濃市、関市):アユ漁業(3,820名)	
	板取川上流漁協(関市)アユ漁業(764名)	
	郡上漁協(郡上市): アユ漁業 (5,378名)	
	※令和3年12月現在(河川漁業動態調査)	

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

- 1. 本地域におけるアユ漁業の重要性(歴史、GIAHS、食材、観光)
 - (1)長良川のアユ漁業の歴史

岐阜県南部を流れる長良川では、1,300年以上の歴史を誇る「鵜飼」をはじめ、数々の伝統漁 法が受け継がれている。漁業者は毎年5~6月にアユ漁の解禁を迎えると、水況など様々な状況 を見極め、最適な漁法でアユを捕えてきた。

(2)世界農業遺産「清流長良川の鮎」について

長良川は、流域に86万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら豊かな水量と良好な水質を誇り、県内外において長良川のアユは高いブランド力を有している。流域の暮らしの中で清流が保たれており、清流とアユが地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついている里川全体のシステムが評価され、平成27年には、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定された。

(3) 放流アユと遡上アユが支える本地域のアユ漁業

長良川の漁獲対象となるアユ資源は、伊勢湾からの天然遡上アユと各漁協が行う放流アユから成る。平成25年から令和4年までの10年間の平均アユ資源量は遡上アユ516万尾、放流アユ411万尾の合計927万尾である。一方、平成25年から令和4年の遊漁も含めたアユの平均漁獲尾数は推定496万尾であり、放流尾数を超えるアユを漁獲していることが分かる。つまり、長良川のアユ漁業は天然遡上アユと放流アユによって支えられており、アユ漁業を持続的に発展させるためには、両者を増加させ維持する必要がある。

- 2. 本地域におけるアユ資源及び漁獲の概況
- (1)アユ資源(天然魚及び放流魚)の減少について

アユ資源量を10年毎に比較すると、平成15年から平成24年までの10年間平均では遡上アユ628 万尾、放流アユ426万尾の合計1,054万尾であるのに対し、平成25年から令和4年までの10年間平 均では遡上アユ516万尾、放流アユ411万尾の合計927万尾と88.0%に減少している。さらに、直 近3年間の令和2年から令和4年では、遡上アユ273万尾、放流アユ393万尾の合計666万尾であ り、平成15年から平成24年までの10年間平均の63.2%にまで減少している。

1. 近年の天然遡上アユの減少要因

平成30年7月豪雨災害以降、アユの漁獲量が減少し回復していない。この原因は、天然遡上アユが874万尾(H29)から180万尾(R3)へと減少したためであり、長良川のアユの漁獲量を回復させるためには天然遡上アユの増加・回復が不可欠である。天然遡上アユ資源が回復しない原因として、再生産を担うアユ親魚が少なく、回復していないこと、海域環境が悪く仔稚魚の生残が悪いことなどが考えられるが、確かなことは明らかではない。アユ資源を管理・増殖させるために、流域関係者が連携して現状把握のための調査を実施し、その結果に基づいて、関係者が一体となりアユ資源回復のための対策に取り組む必要がある。

2. 近年の放流アユの減少要因

本県のアユの放流量は、平成7年の154 t をピークに、令和3年には120 t と78%に減少している。一方、放流尾数として評価すると、平成7年の約2,000万尾に対して令和3年には977万尾と半減している。これは、冷水病対策として水温が高くなってから放流するようにした結果、放流時期の晩期化によって放流アユのサイズが大型化し、放流尾数が減少したものである。放流種苗は重量取引されるため、限られた放流経費でより多くの種苗を放流するためには、できる限り小さなアユを放流するほうが有利である。早く小さなアユを放流できるように流域全体で冷水病菌の持ち込みを防ぐ対策に取り組むことが必要である。

(2)近年の漁獲量減少及びその要因(冷水病菌など感染症の発生及び豪雨災害)

長良川流域のアユの漁獲量は平成7年に391tであったが、令和3年には231tに減少している。この主な要因として、冷水病などの感染症の蔓延、カワウによる食害、豪雨災害等による天然遡上アユの減少があげられる。特に直近では、平成19年から平成29年まで300t前後で横ばい傾向にあったものが、平成30年7月豪雨災害の影響により、平成30年は144tと半減した。その後、200t程度に回復したものの、平成29年水準には回復していない。

3. 担い手の減少

(1)組合員及び遊漁者の減少状況

県内漁協の組合員(漁業者)数は、昭和61年の63,583人をピークに、令和3年には30,348人へと半減している。長良川水系の組合員数は令和3年に11,780人と県全体の1/3を占めているが、減少傾向は同様である。県内組合員の38%が70歳以上であるのに対し、40歳未満の組合員は9%に過ぎない。高齢組合員の退会数に比して、若年組合員の新規加入数が少ないことが組合員減少の主因である。アユ釣り遊漁者も同様に高齢化しており、平成4年の46万人をピークに、令和3年には20万人へと減少している。このまま遊漁者を含むアユ漁業者が減少すると、地域の風物詩となってきた瀬張り網漁などの伝統漁法のみならず、長良川のアユ漁業自体が維持できなくなるため、遊漁者を含む新規漁業者の確保と地域に引き継がれてきた伝統漁法の継承が喫緊の課題である。

(2) 遊漁料収入の減少状況

令和2年からのコロナ禍の影響で、各漁協の遊漁料収入がコロナ禍以前の88%に減少している。遊漁料収入は次年度のアユ種苗放流の原資となるため、令和4年の県内漁協のアユ放流量は令和元年の92%に減少している。アユ資源の増加に必要な放流経費を確保するため、新規遊漁者の誘致など遊漁収入の増加に取り組む必要がある。

4. 流通・販売に抱える現状

(1)郡上漁協による集出荷システムの構築・運用

郡上漁協では共同集出荷システムが確立しており、岐阜市場や地元料理店への出荷はもとより 東京豊洲市場へも出荷している。平成19年に地域団体商標を取得し、郡上鮎取扱店制度を整備するな どブランド化に成功しており、その平均取引価格は約7,000円/kgと岐阜市場における天然アユの平均取引価格の約2.5倍で取引されている。しかし、増水などにより出漁できない場合など、シーズンを通して安定供給に課題があり、需要に必ずしも対応できないという課題を抱えている。

(2) その他の漁協の状況

郡上漁協以外の漁協では集出荷を行っておらず、漁獲物の多くが自家消費されている。また、一部の 漁業者は、個別に市場などに出荷しているが、量が安定しないことに加え、サイズにばらつきがあるな ど供給量が安定しておらず、郡上漁協の取引価格に比べて安い価格でしか取引されていない。

	平均単価(令和3年)
郡上漁協	6, 946円
岐阜市場(漁獲アユ)	2,811円

5. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組み

(1)郡上漁協の取組み

競争力強化のため、郡上漁協では、「郡上鮎」の更なる品質の保証と差別化を図っており、品質管理だけではなく、資源管理も高い評価を得ることによって、令和4年には国際認証である水産エコラベル認証(MEL)を取得した。これらの取り組みは、国内での競争力強化だけではなく、海外展開も見据えたものであり、令和2年にはタイ国へ「郡上鮎」を試験的に輸出するに至っており、現地でも高い評価を受けている。さらに、豪州への天然アユ輸出解禁に向けて、令和2年から豪州政府の指定するリスク疾病のサーベイランスも行い、輸出拡大に向けて積極的に取り組んでいる。国内向けの展開としては令和元年から、豊洲市場への出荷が始まり、国内では高品質で安定的に取引できる天然アユとして高い評価を受け、地元市場の約3倍の高値で取引されることもある。

(2)その他の漁協の取組み

本地域の他の漁協では、令和3年に県認定の地域ブランディング制度である「清流長良川の恵みの 逸品」に2漁協の天然アユが認定されているものの、「郡上鮎」と比較して海外への展開力に乏し く、十分な販路拡大戦略を打ち出せない状況にある。国際認証である水産エコラベルの流域全体での 取得を目指すなど、海外展開に向けたブランド化を推進する必要がある。

(2) その他の関連する現状等

長良川流域では、アユ漁を見せる観光漁業ともいえる鵜飼や流域の観光ヤナでのアユ料理の提供など、「アユ産業」のほか、本美濃紙といった産業、郡上踊りといった文化の継承も行われており、長良川流域の文化を保全するとともに、観光の要素を取り入れ「変化」させていると評価され、オランダを拠点とする国際認証団体、グリーン・デスティネーションズ(Green Destinations)により、長良川流域が「2021年世界の持続可能な観光地100選」に選出された。天然アユは、海外から訪れる観光客へのおもてなし食材として、アユ漁は伝統的な文化として当該地域の重要な観光コンテンツとなっている。

- 3 競争力強化の取組方針
- (1)機能再編・地域活性化に関する基本方針
 - 1. 本地域全体における資源増殖について
 - ○漁獲量を回復させるため、以下のとおり資源増殖について取り組む。
 - (1) 流域漁協(郡上漁協、長良川中央漁協、長良川漁協及び、板取川上流漁協の4漁協をいう。以下同じ。) は、アユの稚魚放流について以下のとおり取り組む。
 - a. 冷水病菌を持たない再生産型種苗のみの放流

(目的・効果:冷水病蔓延防止、再生産による天然アユの増加)

b. 放流種苗サイズの小型化

(目的・効果:限られた放流経費でより多くの種苗を放流)

c. 県、流域漁協間での放流量の情報共有

(目的・効果:流域全体の放流量が目標(400万尾)に達するよう調整)

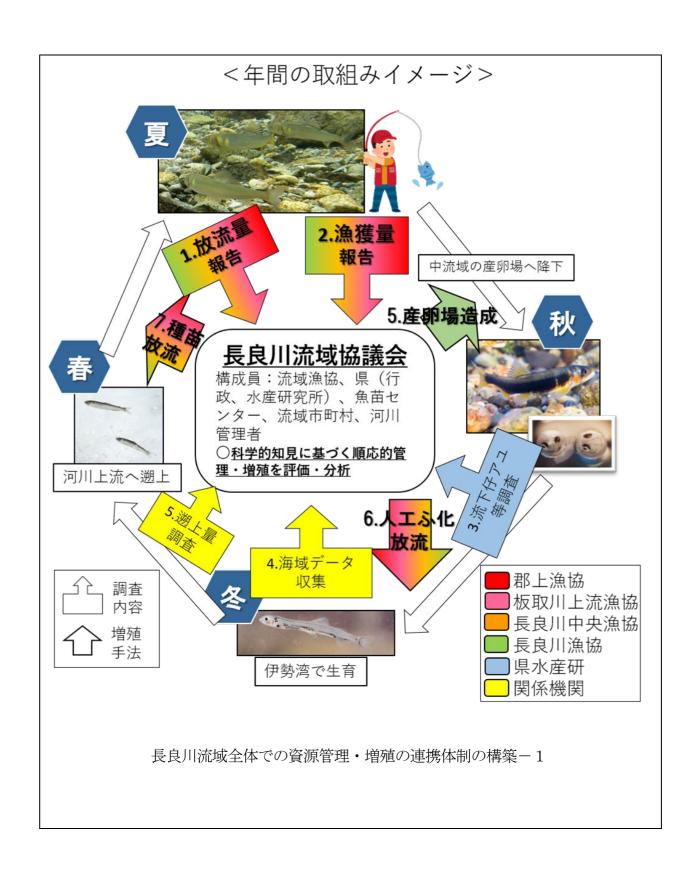
- (2) 県漁連及び流域漁協は、アユの自然再生産を促進する次の増殖行為(種苗放流以外の増殖行為)について取り組む。
 - a. 保護水面における産卵場の造成および監視
 - b. 長良川河口堰における仔アユの人工ふ化放流
- (3) 一般財団法人岐阜県魚苗センター(以下、「魚苗センター」という)及び県は、流域漁協の種苗放流の取り組みに資するため、以下について取り組み、安価で良質な種苗の安定供給を図る。
 - a. 魚苗センターは、冷水病菌を持たない再生産型種苗の生産を行う。
 - b. 魚苗センターは、早期小型種苗の安定供給を行う。
 - c. 県は上記種苗の安定生産のための種苗生産施設の改築、補修を実施する。
- (4) 県漁連及び流域漁協は、河川清掃や入川口整備等により持続的な漁場環境保全に取り組む。
- (5) 令和5年1月に発足した長良川流域協議会(注1)において、アユ資源の動向、増殖行為及び漁獲等に関する調査分析を行うとともに、増殖行為や漁獲規制の最適化等に関する検討を行い、翌年の増殖 事業(上記、(1)、(2))に反映させる。
- 注1:内水面漁業の振興に関する法律第35条に基づく協議会。構成員、目的等は以下のとおり。
 - 構成員:岐阜市、関市、美濃市、郡上市、西濃水産漁業協同組合、長良川漁業協同組合、長良川中央漁業協同組合、板取川上流漁業協同組合、美山漁業協同組合、津保川漁業協同組合、郡上漁業協同組合、岐阜大学地域環境変動適応研究センター、岐阜県農政部、岐阜県県土整備部河川課
 - 目的:長良川の鮎資源を科学的根拠に基づき管理・増加させることで世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承を図るとともに、木曽三川全域の鮎資源量の増加、さらには、その科学的知見に基づく順応的管理・増殖を県内全域へ波及させ、もって本県水産業の発展に寄与することを目的とする。

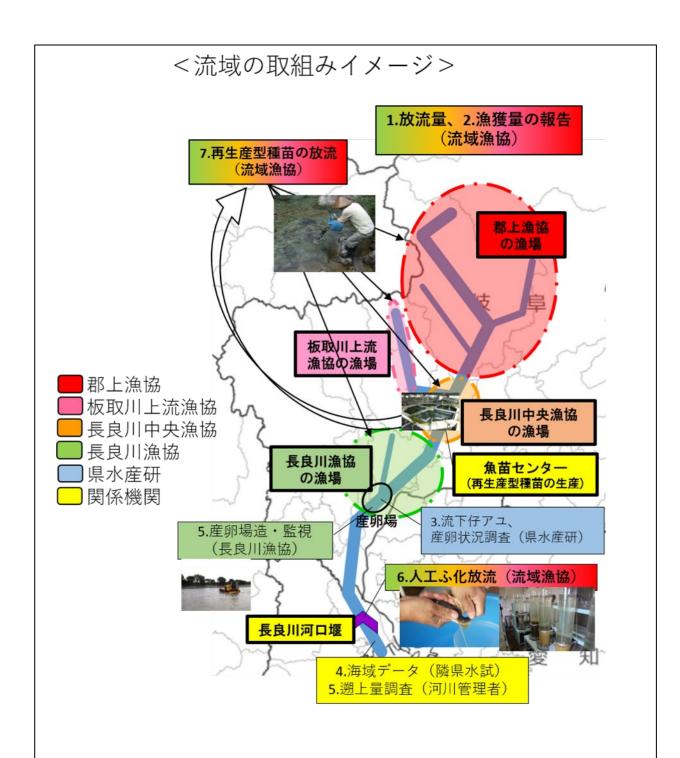
協議事項:

- (1) 稚鮎放流及び人工ふ化放流その他の適正増殖量並びに漁法の制限、禁止期間及び禁止区域その他の漁獲規制の検討
- (2) カワウ等被害対策の検討
- (3) その他鮎資源の管理・増殖に関すること

調査内容:

	時期	調査内容	調査場所	実施機関	調査・算出方法
1	遡上期 (春)	推定遡上尾数	河口堰	河川管理者	魚道の遡上カウント数×係数
2	放流時期 (春)	放流尾数	各漁場	流域漁協	放流重量/平均体重
3	漁獲期 (夏~ 秋)	推定漁獲尾数	各漁場	流域漁協	友釣り 平均尾数×平均出漁回数 (遊漁者・組合員アンケート調査) その他漁法 (組合員アンケート調査)
4	産卵期 (秋)	産卵・ふ化の 推定ピーク時期	岐阜市内漁場	流域漁協 水産研	漁獲量・水況
5	仔魚期 (秋~ 冬)	流下尾数	岐阜市・瑞穂市	水産研	流下仔アユ捕獲調査
6	稚魚期 (冬~ 春)	海域データ	伊勢湾	隣県水試	海域の定期観測データ
7	通年	河川データ	流域全体	河川管理者 水産研	水位・流量・水温データ





長良川流域全体での資源管理・増殖の連携体制の構築-2

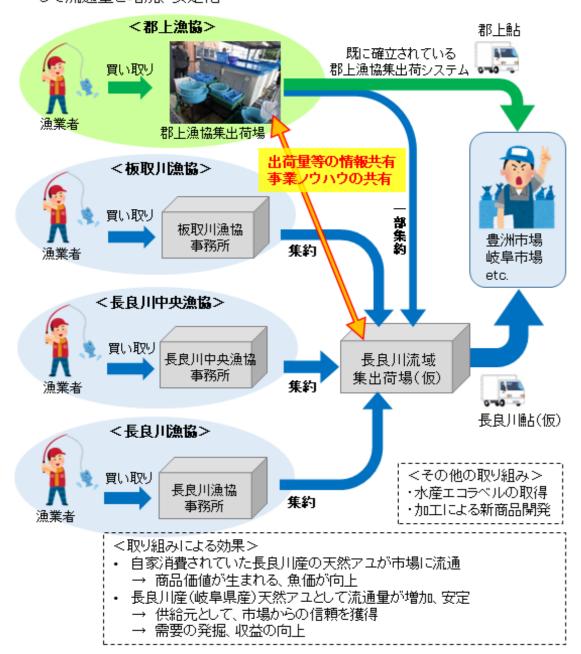
2. 漁獲アユの集出荷システムの構築について

○シーズンを通じて安定的に漁獲アユを集荷し、サイズなどの規格を揃えることにより、高単価での販売を可能とし、漁業者の収益を増やすために、県漁連と流域漁協が一体となって以下の取組みを進める。

(1) 県漁連は、流域漁協の枠を超えて漁獲アユを集荷する。さらに、それらを販売するため、箱詰めして

冷凍保存等する施設を整備する(長良川流域集出荷場(仮称))。

- (2) 県漁連は、郡上漁協で確立している集出荷システムに関する研修会を開催するとともに、他県の漁港・産地市場などの先進事例の現場視察を行う。
- (3)流域漁協は、県漁連の整備した集出荷場への集荷を促進する。
- (4) 県漁連及び魚苗センターは、流域漁協から集荷したアユの販路を一括して開拓するとともに、加工による新商品の開発に取り組む。
 - 郡上漁協集出荷システムを横展開し、長良川流域集出荷システムを構築 → 「長良川鮎(仮)」として市場へ供給
 - 既存の郡上漁協集出荷システムと連携し、「長良川産(岐阜県産)天然アユ」として流通量を増加、安定化



長良川流域集出荷システムの構築

- 3. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組みについて
 - ○流域漁協と県漁連は、本地域全体の漁獲アユの競争力強化をするとともに海外展開を図る。
 - (1)流域漁協は、競争力強化を図るため郡上漁協の集出荷ノウハウを活用し、流域全体でのMEL認証 の取得に取り組む。
 - (2) 県は、水産庁が行っている豪州向け輸出解禁交渉等、輸出に関する情報を収集し、提供する。
 - (3) 県漁連、流域漁協及び魚苗センターは、海外への販路開拓に取り組む。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

- 1. 増殖に関する人材育成
 - (1) 県漁連及び流域漁協は、人工ふ化放流に関する技術を継承するため、研修会を開催し、担い手を育成する。
- 2. 漁獲に関する人材育成
 - (1) 県、県漁連及び流域漁協は、若い遊漁者を増やすために鮎ルアーなど若者に人気のある漁法を 行うことができる漁場を作るとともにノボリの掲示やホームページ等で啓発する。さらに、釣り 教室を開催し、遊漁者増加対策に取り組む。
 - (2) 県漁連及び流域漁協は、仕掛けが大掛かりでノウハウを必要とする瀬張り網などの伝統漁法の継承を希望する若い組合員を担い手として伝統漁法の継承を促進する。県は、漁協の行う取組みを支援する。
 - (3) 県と郡上市は、将来の担い手候補を育成するために清流長良川あゆパーク (漁業体験学習等の事業を行っている県の施設) において漁業体験や食体験を実施する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ○漁業法をはじめ、岐阜県漁業調整規則、各漁協の行使規則及び遊漁規則などの関係法令等の遵守の 徹底。
 - 1. 産卵保護水面、禁止区域設定、禁漁期

岐阜県漁業調整規則34条および40条において、長良川の下流域(岐阜市内)の一部においてアユの産卵期である9月15日から10月15日まで産卵保護水面等として禁漁とし、産卵親魚量の確保による翌年の加入量の増加に務めている。さらに、この区域は関係者によって密漁等の監視が行われている。岐阜県漁業調整規則35条において、1月1日から5月10日までは未成魚のアユの漁獲を防止するため禁漁となっており資源の保護に務めている。

2. 漁法の制限

岐阜県漁業調整規則32条において、漁獲量の多い16種の漁法(やな、あゆ瀬張網等)を知事許可の必要な漁具・漁法とし採捕者数の制限がなされており、漁獲圧の低減による資源管理に

務めている。岐阜県漁業調整規則37条において、一部の漁法(いかり掛け、やな等)は禁止期間を定めており、乱獲状態の防止が担保されている。

3. 行使規則で規定

岐阜県漁業調整規則に加えて、各漁業協同組合で定める行使規則等によって、区域、漁期、漁 法等の制限が行われており、漁獲努力量の低減が図られている。

4. 内水面漁業の振興に関する法律第35条に基づく協議会を設置(長良川流域協議会) 科学的知見に基づき順応的にアユ資源を管理(漁獲規制や増殖について検討)

(4) 具体的な取組内容(年度ごとに数値目標とともに記載)

1年目(令和5年度)

- 1. 本地域全体における資源増殖について
 - (1) 流域漁協は、種苗放流について以下のとおり取り組む。
 - a. 冷水病を持たない再生産型種苗のみの放流
 - b. 放流種苗サイズの小型化 (@:10g)
 - c. 県、流域漁協間での放流量の情報共有
 - → 流域全体の放流量が目標(400万尾)に達するよう調整
 - (2) 県漁連及び流域漁協は、アユの自然再生産を促進する次の増殖行為(種苗放流 以外の増殖行為)について取り組む。
 - a. 保護水面における産卵場の造成(1,600m²)および監視
 - b. 長良川河口堰における仔アユの人工ふ化放流(8千万粒)
 - (3) 魚苗センター及び県は、流域漁協の種苗放流の取り組みに資するため、以下について取り組み、安価で良質な種苗の安定供給を図る。
 - a. 魚苗センターは、冷水病菌を持たない再生産型種苗の生産を行う。
 - b. 魚苗センターは、早期小型種苗の安定供給を行う。
 - c. 県は、上記種苗の安定生産のため、岐阜県魚苗センター美濃事業所の種苗 生産施設建屋の改築工事を行う。
 - (4) 県漁連及び流域漁協は、河川清掃や入川口整備等により持続的な漁場環境保全に取り組む。
 - (5) 長良川流域協議会に集約されたアユ資源や漁場環境データの評価・分析を行い、アユ資源の管理・増殖方法について検討し、翌年の増殖量や増殖手法に反映する。
 - 2. 漁獲アユの集出荷システムの構築について
 - (1) 県漁連は、集出荷場への要望調査を流域漁協や流通関係者に対して実施する。
 - (2) 県漁連は、郡上漁協で確立している集出荷システムを他3漁協に横展開するための研修会を開催するとともに、他県の漁港・産地市場などの先進事例の現場視察を行う。
 - (4) 県漁連は、冷凍アユや新規加工品などに対するニーズ調査を市場や流通関係者等に対して実施する。
 - 3. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組みについて
 - (2) 県は、水産庁が行っているアユの豪州向け輸出解禁交渉のための情報提供等を行うとともに、輸出に関する情報を収集し、県漁連、魚苗センター、流域漁協に

提供する。

- 4. 中核的担い手等の育成に関する取組み
- 1. 増殖に関する人材育成
- (1) 県漁連及び流域漁協は、人工ふ化放流に関する技術を継承するための研修会を開催する。
- 2. 漁獲に関する人材育成
- (1) 県漁連及び流域漁協は、遊漁者のための集中放流漁場を作るとともに、釣り教室の開催等の遊漁者増加対策に取り組む。
- (2) 県漁連及び流域漁協は、瀬張り網などの伝統漁法を継承する担い手を育成するための研修会を開催する。
- (3) 県と郡上市は、将来の担い手候補を育成するために清流長良川あゆパーク において漁業体験や食体験を実施する。

活用する支援 措置等

- ·水産業競争力強化緊急施設整備事業(国)1-(3)-C
- ·水産多面的機能発揮対策事業(国)1-(4)
- ·世界農業遺産推進事業費(県)2-(2)、4-1-(1)
- ·輸出環境整備推進事業(国)3-(2)
- ・清流長良川あゆパーク管理運営費(県)4-2-(3)
- ・遊漁者増大対策事業費補助金(県) 4-2-(1)
- ·漁業経営持続化事業費補助金(県)4-2-(1)

2年目(令和6年度)

- 1. 本地域全体における資源増殖について
 - (1) 流域漁協は、種苗放流について以下のとおり取り組む。 (継続)
 - a. 冷水病を持たない再生産型種苗のみの放流
 - b. 放流種苗サイズの小型化 (@:10g)
 - c. 県、流域漁協間での放流量の情報共有
 - → 流域全体の放流量が目標(400万尾)に達するよう調整
 - (2) 県漁連及び流域漁協は、アユの自然再生産を促進する次の増殖行為(種苗放流以外の増殖行為)について取り組む。(継続)
 - a. 保護水面における産卵場の造成(1,600m²)および監視
 - b. 長良川河口堰における仔アユの人工ふ化放流(8千万粒)
 - (3) 魚苗センター及び県は、流域漁協の種苗放流の取り組みに資するため、以下について取り組み、安価で良質な種苗の安定供給を図る。(継続)
 - a. 魚苗センターは、冷水病菌を持たない再生産型種苗の生産を行う。
 - b. 魚苗センターは、早期小型種苗の安定供給を行う。
 - c. 県は、上記種苗の安定生産のため、岐阜県魚苗センター美濃事業所の種苗 生産施設の改修工事を行う。

- (4) 県漁連及び流域漁協は、河川清掃や入川口整備等により持続的な漁場環境保全 に取り組む。 (継続)
- (5) 長良川流域協議会に集約されたアコ資源や漁場環境データの評価・分析を行い、アコ資源の管理・増殖方法について検討し、翌年の増殖量や増殖手法に反映する。(継続)
- 2. 漁獲アユの集出荷システムの構築について
- (1) 県漁連は、前年に行った調査の結果を基に集出荷システムの構築、施設整備の事業化を検討する。
- (2) 県漁連は、集出荷システムの研修会を開催するとともに、他県の漁港・産地市場などの先進事例の現場視察を行う。(継続)
- (4) 県漁連は、前年のニーズ調査結果を踏まえ、国内外の新たな販路開拓のためPR ポスター等の販促物を作成し、各市場に売り込むとともに商談会等に参加する。 また、県漁連と魚苗センターは新たな加工品を試作する。
- 3. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組みについて
 - (2) 県は、水産庁が行っているアユの豪州向け輸出解禁交渉のための情報提供等を行うとともに、輸出に関する情報を収集し、県漁連、魚苗センター、流域漁協に提供する。(継続)
 - (3)郡上漁協及び魚苗センターは、アユの豪州向け輸出解禁がされた場合、冷凍ア ユのテスト輸出を行う。
- 4. 中核的担い手等の育成に関する取組み
- 1. 増殖に関する人材育成
- (1) 県漁連及び流域漁協は、人工ふ化放流に関する技術を継承するための研修会を開催する。(継続)
- 2. 漁獲に関する人材育成
- (1) 県漁連及び流域漁協は、遊漁者のための鮎ルアー漁場や種苗の集中放流漁場を作り、ノボリやポスターなども活用して遊漁者にPRを行う。また、釣り教室の開催等の遊漁者増加対策に取り組む。(継続)
- (2) 県漁連及び流域漁協は、瀬張り網などの伝統漁法を継承する担い手を育成するための研修会を開催する。(継続)
- (3) 県と郡上市は、将来の担い手候補を育成するために清流長良川あゆパークにおいて漁業体験や食体験を実施する。(継続)

活用する支援 措置等

- · 内水面漁業振興施設整備事業(県) 1-(3)-C
- ·水産多面的機能発揮対策事業(国)1-(4)
- ·世界農業遺産推進事業費(県)2-(2)、4-1-(1)
- ・清流長良川あゆパーク管理運営費(県)4-2-(3)
- ・遊漁者増大対策事業費補助金(県) 4-2-(1)
- · 漁業経営持続化事業費補助金(県) 4-2-(1)

3年目(令和7年度)

- 1. 本地域全体における資源増殖について
 - (1) 流域漁協は、種苗放流について以下のとおり取り組む。 (継続)
 - a. 冷水病を持たない再生産型種苗のみの放流
 - b. 放流種苗サイズの小型化 (@:9g)
 - c. 県、流域漁協間での放流量の情報共有
 - → 流域全体の放流量が目標(400万尾)に達するよう調整
 - (2) 県漁連及び流域漁協は、アユの自然再生産を促進する次の増殖行為(種苗放流 以外の増殖行為)について取り組む。(継続)
 - a. 保護水面における産卵場の造成 (1,600m²) および監視
 - b. 長良川河口堰における仔アユの人工ふ化放流 (8千万粒)
 - (3) 魚苗センターは、流域漁協の稚魚放流の取り組みに資するため、以下について 取り組み、安価で良質な種苗の安定供給を図る。(継続)
 - a. 魚苗センターは、冷水病菌を持たない再生産型種苗の生産を行う。
 - b. 魚苗センターは、早期小型種苗の安定供給を行う。
 - (4) 県漁連及び流域漁協は、河川清掃や入川口整備等により持続的な漁場環境保全に取り組む。(継続)
 - (5) 長良川流域協議会に集約されたアコ資源や漁場環境データの評価・分析を行い、アコ資源の管理・増殖方法について検討し、翌年の増殖量や増殖手法に反映する。(継続)
- 2. 漁獲アユの集出荷システムの構築について
- (1) 県漁連は、集出荷システム及び施設整備の基本設計を行う。
- (4) 県漁連は、国内外の新たな販路開拓のためPRポスター等の販促物を作成するとともに、興味を示した料理店等にテスト販売を行う。また、県漁連と魚苗センターは新たに試作した加工品のテスト販売を行うとともに、試作した加工品のブラッシュアップを行う。
- 3. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組み
 - (1) 県漁連及び流域漁協は、マリン・エコラベル・ジャパン (MEL) 認証の取得に

向けたコンサルティングを受ける。

- (2) 県は、アユの輸出に関する情報収集、提供を行う。
- (3) 郡上漁協及び魚苗センターは、豪州向け輸出を本格化する。
- 4. 中核的担い手等の育成に関する取組み
- 1. 増殖に関する人材育成
- (1) 県漁連及び流域漁協は、人工ふ化放流に関する技術を継承するための研修会を開催する。(継続)
- 2. 漁獲に関する人材育成
- (1) 県漁連及び流域漁協は、遊漁者のための鮎ルアー漁場や種苗の集中放流漁場を作り、ノボリやポスターなども活用して遊漁者にPRを行う。また、釣り教室の開催等の遊漁者増加対策に取り組む。(継続)
- (2) 県漁連及び流域漁協は、瀬張り網などの伝統漁法を継承する担い手を育成するための研修会を開催する。(継続)
- (3) 県と郡上市は、将来の担い手候補を育成するために清流長良川あゆパークにおいて漁業体験や食体験を実施する。(継続)

活用する支援 措置等

- ・世界農業遺産推進事業費(県)4-1-(1)
- ·水産多面的機能発揮対策事業(国)1-(4)
- ・水産エコラベル認証取得支援事業(国)3-(1)
- ・清流長良川あゆパーク管理運営費(県)4-2-(3)
- ·遊漁者增大対策事業費補助金(県) 4-2-(1)
- ・漁業経営持続化事業費補助金(県)4-2-(1)

4年目(令和8年度)

- 1. 本地域全体における資源増殖について
 - (1) 流域漁協は、種苗放流について以下のとおり取り組む。 (継続)
 - a. 冷水病を持たない再生産型種苗のみの放流
 - b. 放流種苗サイズの小型化 (@:9g)
 - c. 県、流域漁協間での放流量の情報共有
 - → 流域全体の放流量が目標(400万尾)に達するよう調整
 - (2) 県漁連及び流域漁協は、アユの自然再生産を促進する次の増殖行為(種苗放流以外の増殖行為)について取り組む。(継続)
 - a. 保護水面における産卵場の造成(1,600m) および監視
 - b. 長良川河口堰における仔アユの人工ふ化放流(8千万粒)
 - (3) 魚苗センターは、流域漁協のアユの稚魚放流の取り組みに資するため、以下について取り組み、安価で良質な種苗の安定供給を図る。(継続)
 - a. 魚苗センターは、冷水病菌を持たない再生産型種苗の生産を行う。

- b. 魚苗センターは、早期小型種苗の安定供給を行う。
- (4) 県漁連及び流域漁協は、河川清掃や入川口整備等により持続的な漁場環境保全に取り組む。(継続)
- (5) 長良川流域協議会に集約されたアコ資源や漁場環境データの評価・分析を行い、アコ資源の管理・増殖方法について検討し、翌年の増殖量や増殖手法に反映する。(継続)
- 2. 漁獲アユの集出荷システムの構築について
- (1) 県漁連は、集出荷場施設の実施設計を行う。
- (4) 県漁連は、国内外のさらなる販路開拓のためのPRを行い、興味を示した料理店等にテスト販売を行う。県漁連と魚苗センターは、試作した加工品を量産化するための加工場整備の基本設計を行う。
- 3. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組み
- (1) 県漁連及び流域漁協は、マリン・エコラベル・ジャパン (MEL) 認証の取得に 必要な集出荷システムの構築及び情報収集を行う。
- (3) 郡上漁協及び魚苗センターは、需要に応じて豪州向け輸出を行うとともに、取 扱店の拡大のためのPRを県と連携して行う。
- 4. 中核的担い手等の育成に関する取組み
- 1. 増殖に関する人材育成
 - (1)人工ふ化放流の技術継承を受けた漁協組合員が中心となり、人工ふ化放流事業を実施する。
- 2. 漁獲に関する人材育成
 - (1) 県漁連及び流域漁協は、遊漁者のための鮎ルアー漁場や種苗の集中放流 漁場を維持するととともに釣り教室を開催し、遊漁者増加対策に取り組 む。(継続)
 - (2) 瀬張り網などの伝統漁法の技術継承を受けた、担い手が独立してアユ漁を実施する。
 - (3) 県と郡上市は、将来の担い手候補を育成するために清流長良川あゆパークにおいて漁業体験や食体験を実施。(継続)

活用する支援

措置等

- ·水産多面的機能発揮対策事業(国)1-(4)
- ・水産業競争力強化緊急施設整備事業(国)2-(1)
- ・世界農業遺産推進事業費(県)4-1-(1)
- ・遊漁者増大対策事業費補助金(県) 4-2-(1)

5年目(令和9年度)

- 1. 本地域全体における資源増殖について
 - (1) 流域漁協は、アユの稚魚放流について以下のとおり取り組む。 (継続)
 - a. 冷水病を持たない再生産型種苗のみの放流
 - b. 放流種苗サイズの小型化 (@:8g)
 - c. 県、流域漁協間での放流量の情報共有
 - → 流域全体の放流量が目標(400万尾)に達するよう調整
 - (2) 県漁連及び流域漁協は、アユの自然再生産を促進する次の増殖行為(種苗放流 以外の増殖行為)について取り組む。(継続)
 - a. 保護水面における産卵場の造成(1,600m²)および監視
 - b. 長良川河口堰における仔アユの人工ふ化放流(8千万粒)
 - (3) 魚苗センターは、流域漁協のアユの稚魚放流の取り組みに資するため、以下について取り組み、安価で良質な種苗の安定供給を図る。(継続)
 - a. 魚苗センターは、冷水病菌を持たない再生産型種苗の生産を行う。
 - b. 魚苗センターは、早期小型種苗の安定供給を行う。
 - (4) 県漁連及び流域漁協は、河川清掃や入川口整備等により持続的な漁場環境保全に取り組む。(継続)
 - (5) 長良川流域協議会に集約されたアコ資源や漁場環境データの評価・分析を行い、アコ資源の管理・増殖方法について検討し、翌年の増殖量や増殖手法に反映する。(継続)
- 2. 漁獲アユの集出荷システムの構築について
- (1) 県漁連は、集出荷場施設の整備を行うとともに集出荷施設の運用に関する研修会を実施する。
- (3)流域漁協は、県漁連の整備した集出荷場への集荷を促進する。
- (4) 県漁連及び魚苗センターは、試作した加工品を量産化するための加工場整備の実施設計を行う。
- 3. 競争力強化による海外も含めた販路拡大の取組み
- (1) 県漁連及び流域漁協は、マリン・エコラベル・ジャパン (MEL) 認証の取得申請を行う。
- (3) 県漁連は、海外向けに試作した加工品をテスト輸出する。
- 4. 中核的担い手等の育成に関する取組み
- 1. 増殖に関する人材育成

- (1)人工ふ化放流の技術継承を受けた漁協組合員が中心となり、人工ふ化放流事業を実施する。(継続)
- 2. 漁獲に関する人材育成
 - (1) 県漁連及び流域漁協は、遊漁者のための鮎ルアー漁場や種苗の集中放流 漁場を維持するととともに釣り教室を開催し、遊漁者増加対策に取り組 む。(継続)
- (2) 瀬張り網などの伝統漁法の技術継承を受けた、担い手がアユ漁を実施する。(継続)
- (3) 県と郡上市は、将来の担い手候補を育成するために清流長良川あゆパークにおいて漁業体験や食体験を実施する。(継続)

活用する支援 措置等

- ·水産多面的機能発揮対策事業(国)1-(4)
- · 水産業競争力強化緊急施設整備事業(国) 2-(1)
- ・世界農業遺産推進事業費(県)4-1-(1)
- ・清流長良川あゆパーク管理運営費(県)4-2-(3)
- ·遊漁者增大対策事業費補助金(県) 4-2-(1)

(5) 関係機関との連携

○アユ資源管理・増殖について長良川流域協議会における検討は、本地域だけにとどまるものではないため、本地域外の長良川下流、木曽川や揖斐川の漁協や河川管理者、隣県水産試験場等と連携し、伊勢湾全体のアユ資源管理となるよう幅広く協議を行っていく。

(6) 他産業との連携

- ○地元企業やNP0団体と連携し、漁協活動に興味を持つ地元住民や遊漁者等に対して事業(放流事業など)体験会を開催し、組合員や遊漁者の増につなげる取り組みを行う。
- ○水産物の加工流通業者と連携し、岐阜県産天然アユを大都市圏等へ売り込みをかけることで、漁協 及び漁業者の双方の収入増につなげる。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

- 1. 種苗生産施設の生産効率向上及び一体的な種苗放流による流域のアユ資源量の増による漁獲量の増及び、流域全体からの漁獲アユの集荷による競争力強化を目指す取り組みであることから、地域の市場等への出荷量及び販売単価の向上を成果目標とした。ただし、郡上漁協は既に取り組みが進んでいることから基準値の維持を目標とする。
- 2. 流域において行われている大掛かりな漁法(瀬張り網漁など)の技術継承に取り組む計画であることから、5年間で当該技術を継承する漁業者(中核的漁業者)の人数を成果目標とする。

(2) 成果目標

市場等への出荷量	基準年	平成29年~令和3年の5中3平均:63,053 kg
	目標年	令和 9 年度: 96, 122 kg
郡上鮎の単価 (豊洲市場)	基準年	平成29年~令和3年の5中3平均:5,947 円
(五DIIII)列)	目標年	令和9年度: 7,079 円
瀬張り網漁への新規参 入、技術継承者数	基準年	令和4年度: 0 人
2 N DANIARI VII DA	目標年	令和9年度: 3 人

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

<市場等への出荷量>

CH WIT SERVES						
	基準年			目標年		
	漁獲量	市場出荷率	市場出荷量	漁獲量	市場出荷率	市場出荷量
郡上漁協	119, 635kg	41.3%	49, 409kg	149, 544kg	41.3%	61, 762kg
長良川中 流地区の 漁協	66, 557kg	20.5%	13, 644kg	83, 196kg	41.3%	34, 360kg
合計			63, 053kg			96, 122kg

- ・基準は平成29年~令和3年の5中3平均とする。
- ・市場出荷量=漁獲量×市場出荷率(基準、目標とも)
- ・漁獲量は、郡上漁協、長良川中流地区漁協ともに、令和8年から放流尾数を1.25倍にすることにより、基準漁獲量の1.25倍に増大させることを目標とする。
- ・市場出荷量については、郡上漁協は市場出荷率を維持することを目標とする。長良川中流地区漁協は、長良川流域集出荷場(仮称)の開設により市場出荷率を20.5%から郡上漁協と同等の41.3%に向上させることを目標とする。

<販売単価(豊洲市場における郡上鮎)>

基準値: 平成29年~令和3年の5中3平均単価 5,947円/kg

目標値:令和9年 7,079円/kg

・目標値は令和1年~令和4年の平均値であり、その水準を維持することを目標とする。

<瀬張り網漁への新規参入、技術継承者数>

・令和4年時点で0人だが、令和9年までに3人以上確保することを目標とする。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
水産業競争力強化緊急施	アユ種苗を安定的に生産、供給するため、岐阜県魚苗センター美濃事業所の発生の政策、政権さん。
設整備事業	の種苗生産施設の改築・改修を行う。
輸出環境整備推進事業	豪州向け輸出解禁交渉のための必要データの収集を行う。
水産エコラベル認証取得	専門家のコンサルタント派遣を受け、国際基準の水産エコラベル取得に向
支援事業	けた取り組みを行う。
	河川清掃等による河川環境保全を図る。
事業	